

大地震のときどうする!!

～高齢者や障がい者などお一人で 避難することが困難な方への地域支援対策を～

昨年の3月11日の東日本大震災からの教訓の1つに、大地震などの災害の時に、お一人で避難することが困難な方への支援対策を日ごろから立てていかなければならないということがあります。

市民自治をめざす神奈川の会は、神奈川ネットワーク運動・防災プロジェクトに参加し、横浜市や神奈川区の取り組みを調査すると共に、民生委員の方々の活動を聞き、市民の視点からの提案づくりに取り組んできました。

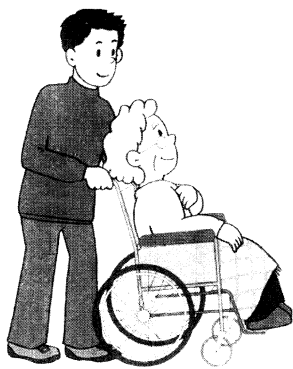
横浜市では、いち早く支援の手引きを作ったけれど、具体策は区にお任せです

2007年2月に「災害時要援護者の避難支援システム策定の手引き」を作成しそれを基にした具体的な対策は各区が行うこととしています。

その手引きには、健康福祉局からの要援護者リストを基に区が独自に保有する情報も付加し、要援護者本人あるいは家族の同意を得て、その情報を地域組織（民生委員など）に提供。地域組織は要援護者台帳を作成・保管し、お一人ごとの支援プランを作成し（本人や家族が参加し、避難支援者の選定をする）、発災時には、それをもとに助ける……という内容が示されています。

神奈川区では、7つの町内会・自治会だけが……ここからも、困難さがわかります

神奈川区役所では、2012年7月現在の要援護者数は、8122人と把握しています。支援システムは、地区ごとに取り組みを検討していただいているとのこと。現在、21の連合町内会の内、7つの連合町内会や自治会が取り組んでいるとのこと。要援護者の把握は「いざという時、支援を頼むと意思表示している人（手あげ方式）」だけの把握がほとんどです。町内会・自治会での取り組みの困難さがこれからもわかります



ここに来て、横浜市は、本人の同意がなくても地域の防災組織に名簿を提供する方針を出すというが……

これまでの、「同意を得た方のみ」の支援のしくみでは、「要援護者の把握が十分ではない」という指摘を地域や要援護者双方から受け、2013年2月の横浜市会に「本人の同意がなくても自治会・町内会などの地域の防災組織に名簿を提供するしくみ」の条例化する方針を立てました。条例化すれば、区が対象者に通知して本人からの拒否の意思表示がなければ、地域の自主組織に名簿を提供できるようになります。

〈別表〉横浜市が提案する予定の条例案の概要

対象者	区役所と協定を締結した地域にお住まいの、ご自宅で生活している方で、次の条件のいずれかに該当する方 (1) 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方 ア：要介護3以上の方 イ：一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方 ウ：認知症高齢者 (2) 障害者自立支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者 (3) 視覚障害者、聴覚障害者及び移動困難な肢体不自由者のうち身体障害者手帳1～3級の方 (4) 療育手帳(愛の手帳) A1・A2の方
提供情報	(1)氏名 (2)住所 (3)年齢 (4)性別
情報提供先	区役所と締結した、地域の防災組織 (自治会町内会、連合町内会、地域防災拠点運営委員会など)
情報提供拒否者への対応	区役所から対象者へ、地域の防災組織に提供する名簿への登録についての事前通知を行った上で、登録拒否の意思表示があった方は、提供する名簿から除く。

**民生委員の方々は
(正式には、民生委員・児童委員)**

日々、地域で生活している様々な福祉的な課題を抱えている方々の実情を把握しながら（しかも、個人のプライバシーに配慮しつつ）、行政などの各関係機関につなげるという大変重要な活動をしています。なおかつ、災害時の要援護者対策も民生委員が中心的な役割を担うことは、個人差はありますが、厳しい状況のようです。

今後、提供された名簿をもとに、自治会・町内会で、地域の実情に即した「要援護者支援対策」を立てていくことになるでしょう。
しかし、現実には対策を立てるのが困難な地域もあるのでは、という声もあります。



私たちの提案！

**地域支援対策は
福祉現場との連携も**

**横浜市・区役所と地域の福祉事業者と
要援護者支援の協定を結ぶ**

要援護者は、平時においても、何らかの福祉的支援を受けている方がほとんどです。（別表参照）
平時の福祉的支援の延長線上に災害時にも対応できる支援対策を立てることができると考えます。

**地域ケアプラザのコーディネートで、
支援対策を**

福祉事業者との協定の対象者以外の方の支援対策も必要です。地域の福祉活動拠点でもある地域ケアプラザは、地域組織との連携もできています。支援対策を担う役割も検討すべきと考えます。

**要援護者の対象は、援護を必要と
手を挙げる方へも（子育て中の方など）**

条例案にある対象者以外でも、子育て中の方などの中には、又他の理由で助けを必要としている方がいることでしょう。

地域ケアプラザの充実を！

地域ケアプラザが更に地域福祉の現場とネットワークを構築し、要をなるようにしなければなりません。

「名簿を提供するための条例」はあくまでも「地域支援対策」を作るきっかけに過ぎません。主体は地域です。しかし、その地域が実際に動けるようにするための後押しは市が行わなければならないと提議を神奈川ネットワーク運動の市議と共に、横浜市に行っています。

**子育て中の親ごさん
ご意見を
お聞かせください！**

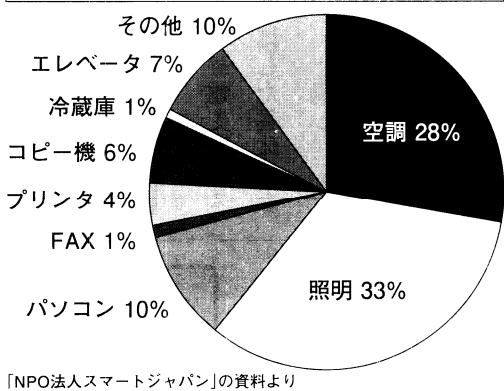
防災対策についての不安や要望をお聞かせください。
横浜市は今年度中の防災計画の見直しを予定しています。
皆様のご意見をまとめ、横浜市の防災対策に反映させていただきます。
当会の事務所までご意見をファックスしてください。

ファックス 045-324-6837

脱原発社会の実現を地域から取り組む

横浜市に節電対策を働きかけています！

一般的なオフィスが消費する機器別電力量



脱原発社会に向けて、日本中で様々な取り組みが行われています。市民自治をめざす神奈川の会も、そうした動きと連携しながら活動しています。
今回は、こうした動きを更に進めるために、まずは「地域からエネルギー政策を変える」ために、横浜市に対し「省エネ・節電の対策をすすめる」提案をしました。
事業所（自治体を含む）の業務・産業用の電気が、電力使用の約7割を占めています。節電対策が最も効果的なのは、家庭ではなく事業所です。又、事業所の電力のうち3割は照明器具です。
そこで、まずは横浜市の公共施設から節電対策を、特に照明器具を節電タイプ……LEDだけではなく、価格が半額の「FHF蛍光管」（高効率照明）も含めて……に切り替えの提案をしています。

東京電力は、すでに4月から大口電力需要者に対し、17%の電気料金の値上げを強行しており、横浜市の公共施設全体で、年間約20億円の負担増になります。横浜市の公共施設は、約2000か所もあります。その中で、市立の小・中学校の約180校が「FHF蛍光管」に切り替えています。全体から見ると、まだごく一部に留まっています。横浜市も財政も厳しい状況の中、切り替えは、LEDだけではなく「FHF蛍光管」も視野にいれるべきです。

この提案を、神奈川ネットワーク運動の他の地域ネットワークと共に市議会に請願しましたが、不採択になりました。
又、教育委員会にも請願しました。今後も引き続き節電に取り組むという回答がありました。
更に、林横浜市長へも要望書を提出し働きかけてきました。

省エネルギー・節電は、ネガワットとも呼ばれています。使われなかった電力……ネガワット……を作ることとは発電しなくても良いことになり、節電所とも言われています。地域からネガワットを進める取り組みを、粘り強く提案していきます。